

平成26年度第2回宇治市個人情報保護審議会会議録（公開版）

会議名	平成26年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成26年9月19日（金） 午前10時00分～11時40分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	（委員）松岡会長 池田委員 大杉委員 近藤委員 吉田委員 （事務局）本城次長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 （傍聴者）1名
1	開会
2	本日の予定及び資料の説明について（事務局） （1） 本日の予定について（事務局） ア 「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱いについて（審議事項） イ 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて（審議事項） （2） 資料説明（事務局） 事務局から、「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱い及び個人情報部分開示決定に係る異議申立てについての資料の説明が行われた。
3	審議事項 「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱いについて （1） 実施機関から、資料に沿って、「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」の概要等について説明が行われた。 （2） 事務局から、資料に沿って、諮問内容等について説明を行った。 （3） 質疑応答 （会長） ただいまの事務局の説明について、意見や質問はあるか。 （委員） 前回の審議会で、同様の取扱いをしている条例をすでに制定している自治体が、全国で200以上あると伺った。個人情報の取扱いについても、多数の事例があるように思うが、佐賀市と札幌市の諮問・答申を参考資料として掲示した理由は何か。 （実施機関） 211の自治体で条例が制定されているが、税情報まで活用して調査している事例はなかなか見当たらず、ウェブを使って事例を検索する中で、この事例しかあがってこなかった。あくまで推測だが、他の全ての自治体が税情報を使って調査するところまで至っているわけではない可能性もあると考えている。 （委員） 宇治市においては、不動産登記簿や住民基本台帳で見つからない場合の補足的措置としてあげられている。 （委員） 通常、住民票や登記簿謄本を見れば、所有者はわかるはずである。それでもなお、税情報の利用が必要だというのは、どのような場合を想定しているのか。

（実施機関） 実務上から言うと、登記情報で確認したり、例えば建築指導課であれば法令根拠があるということで住民票や戸籍を取得して確認したりするが、それでも所有者が見つからない事例が出てきている。その中で次のステップとして、税情報の利用を考えている。未登記であったり、登記が死亡された方のままになっているような場合は、そこから先が追えない状態になっている。

（委員） 登記されていないというのは典型的だと思うが、相続の場合は相続調査という話になるのではないか。

（実施機関） 確かに、死亡者に関係する方を住民票で調べることはできるが、現状であたらない事例があるので、なんとかそこをカバーできるものがないかと考えている。

（委員） 登記されていない場合は登記簿という手段がないので、次の段階として税情報を利用するということになりやすいと思うが、登記名義人が亡くなっている場合に、登記名義人が死亡しているという段階で税情報を利用しようという話なのか、あるいは、ある程度相続人を調査した上で、それでもわからない場合に利用しようという話なのか。

（実施機関） 後者で考えている。

（委員） 譲渡されているが移転登記等が未登記の場合も登記情報ではわからず、戸籍だけでもわからないということになる。別途判例では、登記名義人がなお妨害排除等の責任を負うという可能性はあるが、なかなか難しい部分があり、やはり本来の所有者を追いかけるのが正当である。

4 審議

(1) 事務局から、答申案について説明を行った。

(2) 答申案の検討

（会長） 事務局から説明のあった答申案をベースに、議論をさせていただきたい。自由にご発言いただきたい。

（委員） 答申案理由欄の但し書きでは、不動産登記簿及び住民基本台帳の閲覧によってもなお所有者等が特定できない場合となっているが、相続関係の場合は住民基本台帳だけではわからない。

（委員） おそらく子供も転出しているので、宇治市の住民基本台帳だけ見てもわからないということになる。転出先に照会をかけることになると思う。

（委員） 本籍地はわかるので、戸籍の附票を取れば、現住所はわかると思う。

（委員） 除籍は何年かで廃棄されるので、戸籍の附票の方がわかりやすい。戸籍という言葉は、答申に入れておいた方がよい。相続関係での放置等が多いと思う。

（会長） 答申に「戸籍」を入れることは可能か。

（事務局） 可能である。

- (委員) 今の意見だと、「不動産登記簿、戸籍及び住民基本台帳」と3つが並列するということになる。丁寧にやるのならば、「閲覧」の後ろに「調査」と入れる方がはっきりすると思う。
- (会長) 他に意見や質問はあるか。
- (委員) 氏名の公表というのが、少し気になっている。そもそも論かもしれないが、氏名を公表ということ自体が、本来は目的外利用・提供という話になると思う。それを条例で定めているので、法令に基づく場合にあたり一応例外ということになるが、何でも条例で定めれば良いわけではないとも思う。
- (委員) 私も、適切さには異論はあり得ると感じる。
- (委員) 業者が行政指導に従わなかった場合、公表されるというのはよくあるが。
- (委員) 消費者問題の場合には、同時にそれを報道の対象にして、さらなる被害を防止するということに意味があるが、この件にそういう機能はない。ルールに従わない人は名前を張り出しさらし者にするを受け取られてもやむを得ない部分が、特に個人の氏名については若干あり、異論が出る可能性はある。
- (委員) 今回の諮問対象ではないだろうが、最終的に氏名の公表があるというところかどうなのかなと思う。
- (委員) 私も直接には対象でないと思うが、そこは微妙ではないだろうか。調査で得た情報である場合、それを公表していいのかということについては、間接的に問題になり得ると思う。
- (委員) 命令を受けて、正当な理由なく従わないときとなっているが、そもそも個人の名前を公表することに、メリットがどれだけあるのか。
- (委員) 目的・手段の均衡性ということである。氏名公表によって、どれだけの効果を促進できるかという点で、やや疑問があると。前回の審議会で意見交換をさせていただき、よくあるだろうと想定された事例は、相続した不動産等がボロ屋の場合、取り壊すのに却ってお金がかかるというものである。お金がないのでなんともしようがなく、むしろなんとかしてほしいと相談が来た時に、それは相談に乗るのか。お金がなくて何もしないことが、正当な理由に基づくのか、というあたりは微妙な問題になるかもしれない。
- (委員) 一番大きいのは、固定資産税の問題である。取り壊して更地にすると、評価が上がり、税金も上がる。倒れかけていても建物がある方が、固定資産税の評価額が低くなる。
- (事務局) 確かに、氏名や住所を市の公報に載せたり、掲示場に掲示することは、個人情報の提供に抵触するおそれがあると十分考えられる。所有者自身としてはなんとかしたいがうまくいかないような状況において、制裁的な意味合いを持って紋切型に氏名の公表をすればいいというものではないので、その辺りの運用については、かなり慎重に取り扱う必要があると考えている。

- (委員) 実際には助言や指導の段階で相談に乗り、ソフトに対処できれば。
- (委員) 所有者の責務があり、市にも責務があり調査を行うということは理解できるが、一例、二例のための規定が拡大するのではないかと、市民感覚では不安がある。所有者の責務がなければ、市は責務を果たせないのか。
- (事務局) 責務の部分で言えば、所有物件、家屋について適正に管理する責任が所有者にあるということは、当然だと思っている。それを果たしてもらうため、今までは条例がない中お願いという形だった。ある意味規制条例を作り、助言・指導等順番に行っていくということは見せるが、実態としては強制的にすることではない。他団体の事例を聞いていても命令、ましてや代執行までというのはなかなかない。規制という面を見せてはいるが、実際の大半が助言・指導で、行っても勧告と、行政処分まで行き着かない段階で、できるだけ決着したいと思っている。
- (委員) 所有者がどのように使うかは自由だが、他人に危害を加えるようなことがあってはいけないので、管理する責任又は義務があるということ自体は学説上争われていないと思う。むしろ、条例では「責務」と柔らかく書いている。
- (委員) これは、よほどひどい苦情があちこちから出てきたケースを想定しているのか。
- (委員) おそらくそうである。職権主義的に市役所が定期的にパトロールするなどの人員は、おそらくないと思う。きっかけは近隣からの苦情や相談ということになると思う。
- (委員) 近所の迷惑を受ける側としてはなんとかしてほしいとは思いますが、特に相続で代が変わり、どうにかしたいと思っている人とそれに協力しない人とで動けない状態の人から相談を受けることもあり、そういう方に強制的なことをされるのはどうかとも思う。
- (委員) 正当な理由の説明はどこかにあったか。
- (事務局) どこまでが正当かというのはかなり微妙な話である。公表であれば、意見を述べる機会を与えなければならないと条文に規定しているので、十分ご意見をお聞きする中で、慎重に判断をしていく。
- (委員) 市で一方向的に判断することはやはりよくなく、意見聴取の機会を保障した上で、慎重に判断していただくということになる。
- (委員) 公表の方法は公報ですと聞いたが、どこかに掲示されるのか。
- (事務局) 基本的には、宇治市の公報に掲載する。
- (委員) どこかに掲示されるのではないのか。
- (事務局) 庁舎北側の掲示板にも掲示させていただく。
- (委員) 公報について、ウェブで見れるわけではないのか。
- (事務局) 公報自体をウェブで見ることができないが、公表の方法として、ホームページ上での掲示は検討している。
- (委員) 官報などの公告は、一定の法的効果を与えるための公告である。本件の公告は効果を与えるためのものではなく、あまり有意義ではないと思う。

- (委員) ネット上に載るという話になると、問題が広がる。
- (委員) 資料には、市のホームページに掲載すると書いてある。
- (事務局) ホームページへの掲載は考えている。
- (委員) 検索した情報を勝手に結合してくれるものがネット上であるので、何気なく名前を検索したら出てくることも考えられる。
- (委員) ホームページの関連で言うと、ヨーロッパでは「忘れられる権利」が言われている。検索をかけて対処し終わった後でもずっと掲載されるというのは、やはり問題になってくるのではないか。
- (委員) そのまま保存されている過去のサイトも、検索対象になる。
- (事務局) 公表の方法としては、宇治市の公報、掲示場での掲示、そしてホームページであるが、掲示場の掲示や、発行部数が200～300部ほどの公報について、実効性があるかと言われると、正直なところあまりない。本当に効果があるのはホームページ上での掲載だと考えているが、誰でも見ることができるという点もあり、運用についてはかなり慎重にする必要がある。場合によっては、また審議会でご審議いただくこともあり得ると考える。
- (委員) 間接型というのもあり得る。つまり、空き家条例適用の公表事例が発生したということだけはホームページに載っているが、それ以上具体的な氏名等はそこには掲載しない。問い合わせをして、公報や掲示板を見ればわからなくもないというように二段階にすることは十分考えられる。個人で色々事情があるが、正当な理由があるとまでは言えないような微妙な事例だと、慎重な扱いが必要であると先ほどから指摘されている。
- (委員) 氏名だけでなく、住所も公表される。
- (委員) ある程度特定しなければいけないが、番地まで特定するのか。電話番号は出さないと思うが。
- (委員) 条例上、住所及び氏名ということは、全部載せるという趣旨か。
- (委員) 対象になる空き家等は宇治市内なので、所在地は宇治市の番地が出るわけか。
- (委員) 公表にあたっては、この審議会にはかけず、市で判断するということか。
- (事務局) 色々な意見をいただき、本当に市だけで判断してもよいのかという部分がある。その中で、意見をお聞きする場としてはこの審議会が適当ではないかと思っている。
- (会長) かなり判断に迷う事例が出てくる可能性はある。その場合、それが先例になる可能性が高いので、一度、審議会でも議論していただいた方が良いと思う。付帯意見として付けるほどではないので、今回の議事録に留めてもらえば良い。
- (事務局) 初めての場合、そのような形でさせてもらえば。
- (会長) 先例となり、基準の手がかりとなるので。
- (委員) 全国的にこうした条例があるということだが、実際に氏名を公表しているケースはあるのか。

(事務局) 具体的に聞いたことはないが、いくつか確認した中では、大半が行政指導段階で終わっている。命令まで行っているのは本当に数件程度で、ましてや代執行というのはなかなかない。

(委員) 命令まで行った後、費用的な部分で考えると代執行はお金がかかるが、公表はお金がかからないので、安易にそっちに行ってしまうと問題かと。

(委員) 緊急なもの以外でそれは考えにくいところがあり、緊急措置で何か対応して、あとはお金の問題だけになる。公表もあわせてするのもかもしれないが。

(事務局) 全国的には公表を規定している条例がかなり多く、公表が規定されていない条例の方が少ないくらいであるが、条例制定の際に、個人情報保護審議会にかけているかは疑問である。他団体の条例を見ながら制定しているのが大半なので、そうすると運用も他団体の事例となり、なかなかそこまで頭が回っていない場合もあると思う。

(会長) その他、よろしいか。それでは答申案の確認だが、利用・提供が適当であると認める理由の「ただし、不動産登記簿」の後に「、戸籍及び」を入れる。「戸籍」を「戸籍簿」とするかについては、文言調整をお願いする。「住民基本台帳の閲覧」の後ろに「・調査」と入れ、一定の調査を行うことをはっきりとさせる。かつ、これは会議録に留めることとするが、公表についてはその効用及び個人情報の点でセンシティブな問題をはらむため、そのような事例が初めて出てきたときには、一度この審議会で議論させていただきようお考えいただきたい。

以上のように取りまとめとさせていただき、本件の審議は終了とする。

5 審議事項 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて

会長から、本審議事項については非公開にて審議するとの説明が行われた。

○非公開部分の概要

- (1) 事務局から、資料に沿って、諮問内容、審議会において審議する事項及び異議申立てに係る経過等について説明を行った。
- (2) 事務局からの説明について、質疑応答が行われた。
- (3) 今後の異議申立てに係る手続について、平成22年度審議会で確認された原則に従って進めることを確認した。

6 その他連絡事項等について

「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」における個人情報の取扱いについては、事務局にて本日の審議を踏まえた答申案を作成し、次回の審議会で提案させていただく。

個人情報部分開示決定に係る異議申立てについては、意見書の提出にある程度の期間が必要なことを踏まえ、委員、異議申立人及び市民課と日程調整させていただく。

7 閉会

（会長署名）